

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
1	<p>第1章 計画の方針 (略)</p> <p>2 自主防災体制の確立</p> <p>災害を未然に防止し、災害に対処するため市、国、県は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の自治の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。</p> <p>特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、市民による運動を展開する。</p> <p>この際、男女双方の視点に加え、<u>多様な性的指向・性自認に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。</u></p>	<p>第1章 計画の方針 (略)</p> <p>2 自主防災体制の確立</p> <p>災害を未然に防止し、災害に対処するため市、国、県は地域内の公共的団体、事業所等の防災に関する組織および住民の自治の精神に基づく、自発的な防災組織の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分発揮されるよう努める。</p> <p>特に減災のための備えをより一層充実する必要がある、市民による運動を展開する。</p> <p>この際、男女双方の視点に加え配慮した防災を進めるため、防災現場における<u>女性</u>の参画拡大に留意する。</p>	<p>県からの意見を踏まえ、追記。</p>
2	<p>第2節 計画の基本方針 (略)</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する<u>必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。市は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</u></p>	<p>第2節 計画の基本方針 (略)</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策</p> <p><u>令和2年における</u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
5 ～ 6	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという防災の基本原則に立って、食料、飲料水その他の生活必需物資の3日分の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>また、市内の一定の地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。</p> <p><u>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>7 事業所</p> <p>市内の事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、業務の継続に努める。</p> <p>また、市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという防災の基本原則に立って、食料、飲料水その他の生活必需物資の3日分の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>また、市内の一定の地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7 事業所</p> <p>市内の事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、業務の継続に努める。</p> <p>また、市内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的に防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案することができる。</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担および支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	
11	<p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (略) (12)大阪ガス<u>ネットワーク</u>(株) (京滋<u>事業部</u>) (略)</p>	<p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱 7 指定公共機関 (略) (12)大阪ガス(株) (京滋<u>導管部</u>) (略)</p>	<p>分社化に伴う社名変更のため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
14	<p>第1章 草津市の社会的条件</p> <p>第1節 位置および面積</p> <p>草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接している。</p> <p>東西約10.9km、南北約13.2km、面積は<u>67.82km²</u>である。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 草津市の社会的条件</p> <p>第1節 位置および面積</p> <p>草津市は、滋賀県の南東部いわゆる湖南地域にあり、北は守山市、東は栗東市、南は大津市、そして市の西側は日本最大の湖である琵琶湖に接している。</p> <p>東西約10.9km、南北約13.2km、面積は<u>67.92km²</u>である。</p> <p>(略)</p>	誤記修正
17	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第1節 人口</p> <p>(略)</p> <p><u>令和2年10月1日</u>現在の国勢調査によると、市域の人口は<u>143,913</u>人、世帯数<u>66,944</u>世帯、一世帯あたりの人員約<u>2.15</u>人/世帯となっている。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第1節 人口</p> <p>(略)</p> <p><u>平成27年10月1日</u>現在の国勢調査によると、市域の人口は<u>137,247</u>人、世帯数<u>60,224</u>世帯、一世帯あたりの人員約<u>2.28</u>人/世帯となっている。</p> <p>(略)</p>	時点修正
20	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和4年</u>4月1日現在、防火水槽は<u>604</u>基、消火栓は<u>2,495</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R4年</u>消防年報(湖南広域消防局発行)による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和4年</u>4月1日現在の充足率は<u>85%(232人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和3年</u>4月1日現在の<u>消防水利基準に適合する</u>防火水槽は<u>605</u>基、消火栓は<u>2,476</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R3年</u>消防年報(湖南広域消防局発行)による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和3年</u>4月1日現在の充足率は<u>84%(230人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p> <p>消防水利基準に適合していない水利も含んだ総数であるため修正(消防班)</p>
24	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p>	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p>	時点修正

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	第1節 土地利用の変遷 (略) なお、 <u>令和2年</u> 国勢調査人口は、 <u>143,913</u> 人となっている。	第1節 土地利用の変遷 (略) なお、 <u>平成27年</u> 国勢調査人口は、 <u>137,247</u> 人となっている。	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
42	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第2節 市街地開発事業等計画 (略)</p> <p>第3 事業計画 (略)</p> <p>2 市街地再開発事業の促進</p> <p>市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、細分化された敷地を統合し、不燃化された建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備や、有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の整備を図る。</p> <p>また、それにより災害に強いまちを実現する。</p> <p>3 土地区画整理事業の促進</p> <p>不整形な土地や、未接道地などの状況から道路や公園等の公共施設が十分に整備されておらず、かつ公共施設に充当する土地の確保が困難な地域については、土地区画整理事業により、公共施設整備のための土地の確保と宅地の整形による居住環境の向上</p>	<p>第4章 災害に強いまちづくり計画</p> <p>第2節 市街地開発事業等計画 (略)</p> <p>第3 事業計画 (略)</p> <p>2 市街地再開発事業の促進</p> <p>市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、細分化された敷地を統合し、不燃化された建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備や、有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境の整備を図る。</p> <p>また、それにより災害に強いまちを実現する。</p> <p><u>北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業</u></p> <p><u>地域</u> :北中西・栄町地区(大路一丁目)、面積約0.7ha</p> <p><u>計画期間</u> :平成27年度～令和2年度(予定)</p> <p><u>事業計画作成</u>:平成27年度</p> <p><u>組合設立</u> :平成27年度</p> <p><u>工事期間</u> :平成29年度～令和元年度</p> <p><u>特徴</u> :災害時に帰宅困難者等の一時滞在場所として活用することのできるスペースを施設内に確保</p> <p>3 土地区画整理事業の促進</p> <p>不整形な土地や、未接道地などの状況から道路や公園等の公共施設が十分に整備されておらず、かつ公共施設に充当する土地の確保が困難な地域については、土地区画整理事業により、公共施設整備のための土地の確保と宅地の整形による居住環境の向上</p>	<p>事業完了・事業期間延伸のため修正(河川班)</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等																																
	<p>等を図ることにより、地震や火災に強いまちの形成を促進する。</p> <p>南草津プリムタウン土地区画整理事業</p> <p>地域 : 南笠町、野路町、矢橋町の一部、面積約 32.3ha</p> <p>計画期間 : 平成 27 年度～<u>令和 5 年度</u> (予定)</p> <p>事業計画作成 : 平成 27 年度</p> <p>組合設立 : 平成 27 年度</p> <p>工事期間 : 平成 29 年度～令和 3 年度</p> <p>(略)</p>	<p>等を図ることにより、地震や火災に強いまちの形成を促進する。</p> <p>南草津プリムタウン土地区画整理事業</p> <p>地域 : 南笠町、野路町、矢橋町の一部、面積約 32.3ha</p> <p>計画期間 : 平成 27 年度～<u>令和 4 年度</u> (予定)</p> <p>事業計画作成 : 平成 27 年度</p> <p>組合設立 : 平成 27 年度</p> <p>工事期間 : 平成 29 年度～令和 3 年度 <u>(予定)</u></p> <p>(略)</p>																																	
48	<p>第 6 章 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第 2 節 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>第 3 事業計画</p> <p>4 ガス施設災害時の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) ガス漏れ通報専用電話</p> <table border="1"> <tr> <td>草津市農協本店</td> <td>562-2391</td> <td>大丸エナウイ ン</td> <td>562-0913</td> </tr> <tr> <td>県経済農業協同組合 野洲燃料センター</td> <td>588-1032</td> <td>大阪ガス<u>ネッ トワーク</u>(株)</td> <td>0120-8-19424</td> </tr> <tr> <td>クサネン(株)</td> <td>562-0501</td> <td>(株)エネアーク 関西</td> <td>0120-772-149</td> </tr> <tr> <td>草津栗東ガス事業協 同組合</td> <td>564-7536</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913	県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス <u>ネッ トワーク</u> (株)	0120-8-19424	クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149	草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536			<p>第 6 章 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第 2 節 高圧ガス施設災害予防計画</p> <p>第 3 事業計画</p> <p>4 ガス施設災害時の方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) ガス漏れ通報専用電話</p> <table border="1"> <tr> <td>草津市農協本店</td> <td>562-2391</td> <td>大丸エナウイ ン</td> <td>562-0913</td> </tr> <tr> <td>県経済農業協同組合 野洲燃料センター</td> <td>588-1032</td> <td>大阪ガス(株)</td> <td>0120-8-19424</td> </tr> <tr> <td>クサネン(株)</td> <td>562-0501</td> <td>(株)エネアーク 関西</td> <td>0120-772-149</td> </tr> <tr> <td>草津栗東ガス事業協 同組合</td> <td>564-7536</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913	県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス(株)	0120-8-19424	クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149	草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536			<p>分社化に伴う 社名変更のため</p>
草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913																																
県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス <u>ネッ トワーク</u> (株)	0120-8-19424																																
クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149																																
草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536																																		
草津市農協本店	562-2391	大丸エナウイ ン	562-0913																																
県経済農業協同組合 野洲燃料センター	588-1032	大阪ガス(株)	0120-8-19424																																
クサネン(株)	562-0501	(株)エネアーク 関西	0120-772-149																																
草津栗東ガス事業協 同組合	564-7536																																		
50	<p>第 7 章 電力・ガス施設災害予防計画</p>	<p>第 7 章 電力・ガス施設災害予防計画</p>	<p>分社化に伴う</p>																																

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>第2節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>地震災害が発生した場合、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。</p> <p>なお、都市ガス施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス<u>ネットワーク</u>株式会社が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>第2節 都市ガス施設災害予防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>地震災害が発生した場合、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。</p> <p>なお、都市ガス施設災害予防計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス株式会社が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>社名変更のため</p>
<p>57 ～ 59</p>	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 (略)</p> <p>第3 事業計画</p> <p>自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要支援者を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・救援部に要援護者支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障害者支援団体、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から要支援者の名簿を作成するとともに、<u>個別避難計画</u>(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>また、要支援者やその介助者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルの作成を図るとともに、要支援者<u>個別</u>避難計画の作成、災害時即時連絡対応ができるように連携を図る必要がある団体、専門家等のリスト化を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 (略)</p> <p>第3 事業計画</p> <p>自力で避難することが困難な高齢者・障害者等要支援者を適切に避難誘導するため、市に災害対策本部・救援部に要援護者支援班を編成し、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、障害者支援団体、消防団体、福祉の専門家等との連携を図りながら、平常時から要支援者の名簿を作成するとともに、<u>支援プラン</u>(一人ひとりのプラン)の作成を徹底し、適切な避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>また、要支援者やその介助者が普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルの作成を図るとともに、要支援者避難計画の作成、災害時即時連絡対応ができるように連携を図る必要がある団体、専門家等のリスト化を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>3 要支援者の避難体制の整備 (略)</p> <p><u>(2) 要支援者名簿の整備</u></p> <p><u>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、要支援者名簿を作成するものとする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。) また、要支援者名簿については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</u></p> <p><u>(3) 要支援者個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要支援者名</u></p>	<p>3 要支援者の避難体制の整備 (略)</p> <p><u>(2) 要支援者支援プランの作成</u></p> <p><u>自治会もしくは地区ごとに要支援者と支援者を指定し、それぞれ「要支援者・支援者リスト」として整理し、要支援者支援プランを作成する。災害時にどの要支援者をどの支援者が担当するかについても併せて明確にする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。) なお、消防団については支援者の応援・補助を求める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>簿情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人および避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p><u>市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、市は、取組にあたって、国の「避難行動要支援者の避難</u></p>		

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>行動支援に関する取組指針</u>および「<u>防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』</u>」を参考とし、「<u>草津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）</u>」を定めるものとする。</p> <p><u>(4) 要支援者および支援者への避難情報の伝達</u> （略）</p> <p><u>(5) 要支援者および支援者への情報伝達体制</u> （略）</p> <p><u>(6) 在宅療養者への対応</u> （略）</p>	<p><u>(3) 要支援者および支援者への避難情報の伝達</u> （略）</p> <p><u>(4) 要支援者および支援者への情報伝達体制</u> （略）</p> <p><u>(5) 在宅療養者への対応</u> （略）</p>	
60	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 （略）</p> <p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>(2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動</p> <p>(3) 機能別消防団員との連携</p> <p><u>(4) やさしい日本語の普及</u></p>	<p>第10章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 （略）</p> <p>5 外国人等に対する対策</p> <p>(1) 地域社会との連携</p> <p>(2) 外国人向け防災教育パンフレット等による広報活動</p> <p>(3) 機能別消防団員との連携</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>令和3年度にやさしい日本語ガイドラインを策定したことによる追記。(避難所班)</p>
64	<p>第16章 災害復旧・復興への備えの強化</p> <p><u>(1) 地籍調査の推進</u></p> <p><u>災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。</u></p> <p><u>(2) 重要情報の保全</u></p> <p>市や県、各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等</p>	<p>第16章 災害復旧・復興への備えの強化</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>市や県、各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等</p>	<p>県からの意見を踏まえ、追記。</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	の重要情報の保全を図る。さらに災害時に施設情報のみだけでなく、市民情報等市政に係る情報が失われることがないように、重要情報のバックアップ、分散化を図る。	の重要情報の保全を図る。さらに災害時に施設情報のみだけでなく、市民情報等市政に係る情報が失われることがないように、重要情報のバックアップ、分散化を図る。	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
70	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>(略)</p> <p>2 動員方法</p> <p>(1) 動員系統</p> <p>職員の動員態勢は震度階により自動的に決定するが、災害の状況により本部長の配備決定に基づき、伝達するものとする。</p> <p>(2) 動員の伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の場合</p> <p>各部長は、本部の配備決定についての伝達を受けたときには、各班長を通じ班員に伝達するものとし、伝達を受けた各班は速やかに配備体制を整えるものとする。</p> <p>また、前線基地班の職員については、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。ただし、保育所・こども園勤務者は、保育所・こども園において教育・保育している児童・幼児等をそれぞれの保護者等に引き渡したのち、前線基地班に赴くものとする。</p> <p>なお、勤務時間内に配備が決定された場合の伝達は、庁内放送をもってかえることができる。</p>	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第2節 動員計画</p> <p>(略)</p> <p>2 動員方法</p> <p>(1) 動員系統</p> <p>職員の動員態勢は震度階により自動的に決定するが、災害の状況により本部長の配備決定に基づき、伝達するものとする。</p> <p>(2) 動員の伝達方法</p> <p>ア 勤務時間内の場合</p> <p>各部長は、本部の配備決定についての伝達を受けたときには、各班長を通じ班員に伝達するものとし、伝達を受けた各班は速やかに配備体制を整えるものとする。</p> <p>また、前線基地班の職員については、あらかじめ定められた任務分担に基づき災害活動にあたるものとする。ただし、<u>幼稚園</u>・保育所・こども園勤務者は、<u>幼稚園</u>・保育所・こども園において教育・保育している児童・幼児等をそれぞれの保護者等に引き渡したのち、前線基地班に赴くものとする。</p> <p>なお、勤務時間内に配備が決定された場合の伝達は、庁内放送をもってかえることができる。</p>	<p>令和3年度末で市立幼稚園は全てこども園に移行したため（避難所班）</p>
78	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 市における広報</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 市における広報</p> <p>(略)</p>	<p>令和4年10月よりTwitterを導入したため。（広報渉外班）</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>(3) 広報手段</p> <p>ア 市内一斉緊急放送システム</p> <p>イ 広報車による巡回広報</p> <p>ウ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表</p> <p>エ ホームページ、Facebook、LINE、<u>Twitter</u>等による広報</p> <p>オ 広報紙、チラシ等による広報</p> <p>カ 航空機その他による広報</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 広報手段</p> <p>ア 市内一斉緊急放送システム</p> <p>イ 広報車による巡回広報</p> <p>ウ 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表</p> <p>エ ホームページ、Facebook、LINE等による広報</p> <p>オ 広報紙、チラシ等による広報</p> <p>カ 航空機その他による広報</p> <p>(略)</p>	
79	<p>2 防災関係機関における広報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大阪ガス<u>ネットワーク</u>(株)京滋事業部</p> <p>広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>2 防災関係機関における広報</p> <p>(略)</p> <p>(3) 大阪ガス(株)京滋事業<u>本部</u></p> <p>広報車および報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガス漏れによる事故防止について市民への周知に努める。</p> <p>(略)</p>	分社化に伴う社名変更のため
79 ～ 80	<p><u>第3節 安否情報の提供</u></p> <p><u>[総務部総括班・広報渉外班、避難対策部避難所班・捜索班]</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>市長は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、入手した避難者・死傷者等の情報を基に、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市長は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 安否不明者・死者等の氏名等公表</u></p> <p><u>市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>資料編 VIII-10：「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針」</u></p>		
81	<p>第3章 消防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>この計画は、地震災害が発生した場合における湖南広域消防局消防隊の出動、活動を迅速、的確に行い、それらの火災等の被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体および財産を保護するための基本事項を定める。</p> <p>第2 消防職員の自主応召および非常応召基準</p> <p><u>消防職員の非常召集基準</u>は次のとおりである。</p> <p><u>湖南広域消防局非常災害警備計画（地震災害・風水害編）に基づく消防職員の非常召集基準</u></p> <p><u>震度</u> <u>消防局（警備本部）</u> <u>消防署（前進指揮所）</u></p>	<p>第3章 消防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>この計画は、地震災害が発生した場合における湖南広域消防局消防隊の出動、活動を迅速、的確に行い、それらの火災等の被害の拡大防止に努め、住民の生命、身体および財産を保護するための基本事項を定める。</p> <p>第2 消防職員の自主応召および非常応召基準</p> <p><u>消防職員の自主応召および非常応召基準</u>は次のとおりである。</p> <p><u>湖南広域消防局非常災害警備計画（地震災害・風水害編）に基づく消防職員の自主応召および非常応召基準</u></p> <p><u>自主応召基</u> <u>該当要件</u> <u>該当職員</u></p>	<p>湖南広域消防局非常災害警備計画改定による修正（消防班）</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容		旧内容			理由等
	震度 5 弱	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防救助課の係長以上の職員 ・救命救急課の課長補佐以上の職員 ・災害管制課の課長補佐以上の職員 ・現に勤務している職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長 ・副署長 ・現に勤務している職員 	準		
		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防救助課の係長以上の職員 ・救命救急課の課長補佐以上の職員 ・災害管制課の課長補佐以上の職員 ・現に勤務している職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長 ・副署長 ・現に勤務している職員 	指名職員(担当課職員)の自主応召基準	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防救助課の係長以上の職員 ・災害管制課長補佐以上の職員 ・署長、副署長 	
	震度 5 強	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・総轄監理課、予防指導課、災害管制課の課長補佐以上の職員 ・消防救助課員 ・救命救急課員 ・現に勤務している職員 ・災害管制課応召者(部単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長 ・副署長 ・現に勤務している職員 ・署所応召者(部単位) 	指名職員の自主応召基準	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課の職員 ・災害管制課の職員 ・課長補佐以上の職員 ・各署係長以上の職員 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・総轄監理課、予防指導課、災害管制課の課長補佐以上の職員 ・消防救助課員 ・救命救急課員 ・現に勤務している職員 ・災害管制課応召者(部単位) 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署長 ・副署長 ・現に勤務している職員 ・署所応召者(部単位) 	全職員の自主応召基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 	
震度 6 弱以上	全職員		職員の非常応召基準	<ul style="list-style-type: none"> ・消防局長が指名する職員又は全職員 		
<p>※ 応召場所は、勤務所属とする。ただし、所属に応召することが困難な場合は、応召可能な消防署又は出張所とする。</p>						

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等			
	<p>※ 消防局職員は広域作戦室に参集し、地震災害の警備体制等について協議するものとする。また、各消防署の署長および副署長は、所属署に登庁し、消防局および構成市との連絡調整にあたるものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1066 268 1877 464"> <tr> <td data-bbox="1066 268 1261 464"></td> <td data-bbox="1261 268 1576 464"> <p><u>管内の災害発生が甚大 なとき その他消防局長が認め たとき</u></p> </td> <td data-bbox="1576 268 1877 464"></td> </tr> </table> <p>※ <u>各職員の応召場所は所属署所とする。ただし、所属署所に応召することができない場合は、近隣署所とする。</u></p> <p>※ <u>指名職員(担当課職員)が自主応召した場合、</u>消防局職員は広域作戦室に参集し、地震災害の警備体制等について協議するものとする。また、各消防署の署長および副署長は、所属署に登庁し、消防局および構成市との連絡調整にあたるものとする。</p>		<p><u>管内の災害発生が甚大 なとき その他消防局長が認め たとき</u></p>		
	<p><u>管内の災害発生が甚大 なとき その他消防局長が認め たとき</u></p>					
<p>84 ～ 86</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 (略) 第2 計画内容 (略) 1 適用基準</p> <p>災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p><u>(1) 災害が発生した場合</u></p> <p>ア 市域において100世帯以上の住家が滅失したこと。 イ 県域において1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、市域において50世帯以上の住家が滅失したこと。 ウ 県域において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 (略) 第2 計画内容 (略) 1 適用基準 <u>(1) 適用基準</u></p> <p>災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 市域において100世帯以上の住家が滅失したこと。 イ 県域において1,500世帯以上の住家が滅失した場合で、市域において50世帯以上の住家が滅失したこと。 ウ 県域において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、または</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>			

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>災害が隔絶した地域に発生する等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、<u>内閣府令</u>で定める基準に該当する場合。</p> <p>・ <u>(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)</u> 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>・ <u>(平成25年10月1日内閣府令第68号第2条)</u> 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><u>(2) 災害の発生するおそれがある場合</u> <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p><u>2 被害の認定基準</u> <u>(1) 住家の滅失等の認定</u> 「災害の被害認定基準」による。</p> <p>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</p> <p><u>(2) 住家の滅失等の算定</u></p>	<p>災害が隔絶した地域に発生する等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。</p> <p>エ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に該当する場合。</p> <p>・ <u>(平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第1号)</u> 災害が発生し、または発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>・ <u>(平成12年3月31日厚生省令第86号第2条第2号)</u> 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 被害の認定基準</u> <u>ア 住家の滅失等の認定</u> 「災害の被害認定基準」による。</p> <p>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</p> <p><u>イ 住家の滅失等の算定</u></p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>住家が滅失した世帯の数の算定にあたって、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。</p> <p><u>3</u> 災害救助法の適用手続 (略)</p> <p><u>4</u> 災害救助法による救助の実施 (1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p><u>① 災害が発生した場合の救助</u></p> <p>ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品<u>等</u>の給与または貸与 カ 医療および助産 キ 被災者の救出 ク 被災した住宅の応急修理 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の搜索</p>	<p>住家が滅失した世帯の数の算定にあたって、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊または半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。</p> <p><u>2</u> 災害救助法の適用手続 (略)</p> <p><u>3</u> 災害救助法による救助の実施 (1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 カ 医療および助産 キ 被災者の救出 ク 被災した住宅の応急修理 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の搜索</p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>シ 死体の処理</p> <p>ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><u>② 災害が発生するおそれがある場合の救助</u></p> <p><u>ア 避難所（福祉避難所を含む）の設置</u></p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</p> <p><u>5</u> 救助の実施状況の記録および報告 (略)</p> <p><u>6</u> 救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準 (略)</p>	<p>シ 死体の処理</p> <p>ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</p> <p><u>4</u> 救助の実施状況の記録および報告 (略)</p> <p><u>5</u> 救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準 (略)</p>	
86	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>地震災害の状況に応じて迅速な避難誘導を実施し、被災者の生命、身体的安全確保に努める。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には高齢者、障害者等の避難行動要支援者(災害時要援護者)に合理的配慮を提供するよう努める。また、外国人については平常時より避難所等に関して多言語や、<u>やさしい日本語</u>による情報提供に努めるものとする。</p>	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>地震災害の状況に応じて迅速な避難誘導を実施し、被災者の生命、身体的安全確保に努める。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には高齢者、障害者等の避難行動要支援者(災害時要援護者)に合理的配慮を提供するよう努める。また、外国人については平常時より避難所等に関して多言語による情報提供に努めるものとする。</p>	令和3年度にやさしい日本語ガイドラインを策定したことによる追記。(避難所班)
88 ～ 89	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>(略)</p>	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>第2 計画内容 (略)</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>(2) 福祉避難所の指定等</p> <p><u>市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。</u></p> <p><u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 計画内容 (略)</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>(2) 福祉避難所の指定等</p> <p><u>高齢者、障害者等避難行動要支援者(災害時要援護者)の避難にあたっては、福祉避難所の指定(避難所に設置する軽易な福祉避難室を含む)を行い、要支援者の障害や病状を配慮するための措置をとるものとする。</u></p> <p><u>また、要支援者に配慮し、被災地以外にあるものを含め、多様な避難場所の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
89 ～ 90	<p>3 避難所の運営</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。</p> <p>この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代等に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点からの</p>	<p>3 避難所の運営</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。</p> <p>この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代等に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点から</p>	<p>県からの意見を踏まえ、追記。</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>支援が行えるよう配慮するものとする。特に更衣室や物干し場、入浴設備、トイレは、<u>男女別の他、多様な性の当事者も安心して使えるよう、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫等を行う。その他、授乳室の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活の中の不安軽減や安全の確保について、個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</u></p> <p><u>避難所等において、特に被害に遭いやすい、子ども、女性等に配慮し、女性により女性用トイレや女性更衣室等の巡回等、暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が安心して相談できる環境を整える。</u></p>	<p>の支援が行えるよう配慮するものとする。特に<u>プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、異性の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別</u>トイレ、授乳室の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活の中の不安軽減や安全の確保について、個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</p>	
<p>90 ～ 91</p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第3節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 6 <u>広域一時滞在</u> <u>(1) 市が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町（以下「協議先市町」という。）に直接、県外の他市町への受入れについては県と協議する。</u> <u>また、市は受入れについて県内の他市町に協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することとする。</u></p>	<p>第4章 災害救助保護計画 第3節 避難救出計画 (略) 第2 計画内容 (略) 6 <u>他地域からの避難住民の受け入れ</u> <u>(新設)</u></p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>(2) 市は、協議先市町または県から、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知するとともに、県に報告する。</u></p> <p><u>(3) 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町および県、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他同項の協議先市町村長が必要と認める者に通知し、県に報告するとともに、公示する。</u></p> <p><u>(4) 市は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。</u></p> <p><u>ア</u> 自らも被災していること。</p> <p><u>イ</u> 被災住民の受け入れに必要な施設が確保できないこと。</p> <p><u>ウ</u> 地域の実情により避難行動要支援者(災害時要援護者)等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</p> <p><u>エ</u> その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</p> <p><u>(5) 市は、被災住民を受け入れる場合、市の区域において被災住</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>市は、被災した他市町または県から避難住民の受け入れについて協議を受けた場合、次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、被災住民の一時滞在の用に供するため公共施設その他の施設を提供しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 自らも被災していること。</p> <p><u>(2)</u> 被災住民の受け入れに必要な施設が確保できないこと。</p> <p><u>(3)</u> 地域の実情により避難行動要支援者(災害時要援護者)等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</p> <p><u>(4)</u> その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<u>民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を被災市町、被災住民を受け入れるべき避難所を管理する者、関係指定地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体その他市長が必要と認める者に通知する。</u>		
107	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第6節 生活必需品等供給計画 (略)</p> <p>3 生活必需品の供給範囲</p> <p>災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めるものとする。</p> <p>(1) 寝具 毛布、布団、枕等</p> <p>(2) 衣服 普通着で作業服、洋服、子供服等</p> <p>(3) 肌着 シャツ、パンツ等</p> <p>(4) 身回り品 タオル、靴下、傘等</p> <p>(5) 炊事道具 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等</p> <p>(6) 食器 茶わん、皿、はし等</p> <p>(7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ、<u>筆記用具</u>等</p> <p>(8) 光熱材料 ライター、ローソク、プロパンガス等</p> <p>(9) 衛生用品 紙おむつ、生理用品、ストーマ装具、マスク、消毒液、除菌ウェットティッシュ等</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 災害救助保護計画</p> <p>第6節 生活必需品等供給計画 (略)</p> <p>3 生活必需品の供給範囲</p> <p>災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めるものとする。</p> <p>(1) 寝具 毛布、布団、枕等</p> <p>(2) 衣服 普通着で作業服、洋服、子供服等</p> <p>(3) 肌着 シャツ、パンツ等</p> <p>(4) 身回り品 タオル、靴下、傘等</p> <p>(5) 炊事道具 鍋、包丁、炊飯器、ガス器具等</p> <p>(6) 食器 茶わん、皿、はし等</p> <p>(7) 日用品 石けん、ティッシュ、歯ブラシ等</p> <p>(8) 光熱材料 ライター、ローソク、プロパンガス等</p> <p>(9) 衛生用品 紙おむつ、生理用品、ストーマ装具、マスク、消毒液、除菌ウェットティッシュ等</p> <p>(略)</p>	<p>昨年度の草津市防災会議での意見を踏まえて修正</p>
137	<p>第10章 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>第2節 都市ガス施設応急対策計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全</p>	<p>第10章 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>第2節 都市ガス施設応急対策計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害発生時に被害の拡大を防止し、ガスの製造供給体制の万全</p>	<p>分社化に伴う社名変更のため</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。</p> <p>災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、各部門の連絡、協力のもとに応急対策を実施する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず、所管所属にて応急対策を実施する。</p> <p>なお、都市ガス施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガスネットワーク株式会社が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>を期すため、災害時の組織、動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡その他応急対策について定める。</p> <p>災害発生時には「災害等の対策要領」に基づき、災害対策本部を設置し、地域防災機関と密接に連携して、各部門の連絡、協力のもとに応急対策を実施する。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は指令の有無にかかわらず、所管所属にて応急対策を実施する。</p> <p>なお、都市ガス施設応急対策計画に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に大阪ガス株式会社が定める防災業務計画によるものとする。</p>	
154	<p>第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 (略)</p> <p>第2 要支援者応急対策 (略)</p> <p>2 応急対策の内容 (略)</p> <p>(9) 避難所における男女のニーズの違い、<u>多様な性的指向や性自認</u>に配慮した介護</p>	<p>第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 (略)</p> <p>第2 要支援者応急対策 (略)</p> <p>2 応急対策の内容 (略)</p> <p>(9) 避難所における男女のニーズの違いに配慮した介護</p>	<p>県からの意見を踏まえ、追記。</p>

地域防災計画 震災対策編 新旧対照表

第5部 災害復旧計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等